

ＴＰＰ協定交渉の大筋合意に関する意見書

ＴＰＰ交渉は、平成２７年１０月５日の「大筋合意」を受け、１１月に「暫定文書」が発表されたが、その内容は、国内各方面に様々な影響を与える内容となっている。

特に、農林水産物の重要５品目においては、特別輸入枠の設定や段階的な関税削減・撤廃が盛り込まれ、また、事前に情報伝達もないまま、他の多くの品目での関税撤廃等が公表され、当市の基幹産業である、農業への影響は重大となると懸念される。

今後政府は、昨年４月の衆参両院の農林水産委員会において採択された「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する決議」を遵守し、国益を確保する必要がある。

上記を踏まえ、今後のＴＰＰ交渉及びその対策立案の過程において、次の事項の実現を図るように求めるものである。

- １ 大筋合意の内容及びその対策への取り組みについて、広く国民に情報を開示し、国民各層の幅広い議論が行われるような措置をとるとともに、国民の不安に対して説明責任を果たすこと。
- ２ 今回ＴＰＰ交渉により関税の引き下げ等の対象となった農作物（特に、米・麦・牛肉・豚肉・乳製品・甘味資源作物などの重要品目）について、我が国内の各産地の主要農産物として安定生産が可能となるような万全な対策を講じること。
- ３ 残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品、種子に規制、輸入原材料の産地表示、ＢＳＥに係る牛肉の輸入措置等、国民の食の安全安心及び安定生産を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１２月２２日

佐賀県唐津市議会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

外務大臣	岸田文雄様
農林水産大臣	森山裕様
経済産業大臣	林幹雄様
内閣官房長官	菅義偉様
経済再生担当大臣	甘利明様